

千葉県報

号外
令和7年6月6日

主要目次

○ 千葉県立文化会館管理規則の一部を改正する規則
 ○ 千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

規則

千葉県立文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十五号

千葉県立文化会館管理規則の一部を改正する規則

千葉県立文化会館管理規則（昭和四十二年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一千葉県文化会館附帯設備利用料の項舞台設備の目オーケストラ用ひな壇の節、能舞台の節及び大太鼓の節を削り、同項照明器具の目中「クセノンアークピンスポットライト」を「ピンスポットライト」に改め、同目カッターピンスポットライトの節の次に次のように加える。

移動型調光器

一台	千六百三十円
----	--------

別表第一千葉県文化会館附帯設備利用料の項照明器具の目照明効果器の節の次に次のように加える。

スモークマシン

一台	千六百三十円
----	--------

スモークマシン専用液

実費

別表第一千葉県文化会館附帯設備利用料の項照明器具の目オーバードヘッドプロジェクトの節を削り、同項音響装置の目テープレコーダーの節及びステレオテープレコーダーの節を削り、同目デジタルオーディオテープレコーダーの節の次に次のように加える。

ソリッドステータス・コンパクト	録音用	再生用	一台	二千六百十円	一台	二千六百円
-----------------	-----	-----	----	--------	----	-------

ディスクレコーダー

別表第一千葉県文化会館附帯設備利用料の項音響装置の目コンパクトディスクプレーヤーの節、二点づりマイクロホン装置の節及びエレベーターマイクロホン装置の節を削り、同目ステレオコンデンサーマイクロホンの節中「一本」を「二式」に改め、同目ベロシティーマイクロホンの節を削り、同目拡声装置の節中「（出力六百ワット）」及び「（出力六十ワット）」を削り、同目中継設備の節中「中継室」を「舞台監督室」に改め、同目映写設備の節中

スクリーン

一回	二千六百十円
----	--------

を

スライドプロジェクター

一回	二千六百十円
----	--------

スクリーン

一回	二千六百十円
----	--------

に改める。

附則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十六号

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「指定及び定期報告」を「指定等」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「第二百八十二号告示」という。）第二の規定により、第二百八十二号告示第一項第一号に掲げる建築物について、次の表のとおり、定期調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加する。

建築	調査項目	調査方法	判定基準
居室の換気	換気設備の作	各階の主要な換気設	換気設備が作動しな

物の内部	避難施設等	防煙壁(次条第一項第二号に掲げる排煙設備に係るものを除く。)	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	非常用の照明装置(次条第一項第二号に掲げるものを除く。)	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。	非常用の照明装置が作動しないこと。
物の内部	第十三条第一項第三号を次のように改める。	三 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの イ 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。) ロ 随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
物の内部	第十三条第二項第二号中「項目」の下に「のうち、排煙設備に係るもの」を加え、同項第三号中「下欄」を「中欄」に改め、「掲げる時期」の下に「(省令第六条第一項に規定する検査の項目のうち、防火設備に係るものにあつては、同表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期)」を加え、同号の表を次のように改める。	防火設備	定期報告の時期	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
物の内部	第十三条第一項第三号を次のように改める。	三 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの イ 常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。) ロ 随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)	換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
物の内部	第十三条第二項第二号中「項目」の下に「のうち、排煙設備に係るもの」を加え、同項第三号中「下欄」を「中欄」に改め、「掲げる時期」の下に「(省令第六条第一項に規定する検査の項目のうち、防火設備に係るものにあつては、同表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期)」を加え、同号の表を次のように改める。	防火設備	定期報告の時期	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間

建築物を除く。)に設けた防火設備	政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年八月一日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた防火設備	政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた防火設備	毎年十月一日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間

第二十三条第一項の表中「の存する」を「が野田市又は鎌ヶ谷市の区域に存する場合にあつては県土整備部都市整備局建築指導課、その他の区域に存する場合にあつては当該」に改める。

附則

- (施行期日)
- この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
 - 改正後の千葉県建築基準法施行細則の規定(第二十三条第一項の規定を除く。)は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する調査又は検査に適用し、施行日前から引き続き行われている調査又は検査については、なお従前の例による。
 - 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

購読料 本号 一部 六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先 〇四三(二三三)二六五八